

霞堤地区作業部会の開催報告

牛川地区第11回作業部会

日時：令和7年6月9日（月） 14:00～16:00

場所：豊橋市役所 西館4F 災害対策本部室



（主なご意見）

- 通行止め、浸水案内看板等の設置について、夜間・早朝時に設置の必要性が生じた際、行政で対応できるのか。地元も協力できるということを去年提案したが返答がない。我々が心配しているのは、通学や通勤時に道路が冠水していて、河川に落下する事故のリスクである。通行止め以外の方法でも注意喚起ができるはずであり、そういった施策を検討いただきたい。
- ⇒通行止めや道路上の看板設置は、道路管理者以外は出来ないため、別の形を考える必要があります。（関係者と調整中）浸水センサが設置され、浸水センサ表示システムの地図上で浸水状況が確認できるようになるため、今後はシステムも見ていただきたいです。（市）
- 回転灯の表示は、回転灯が見える人にしか届かないので、音を鳴らして知らせることはできないのか。
- ⇒指向性があるので、全域に届けるには相当数を設置する必要があります。（国）
- 広報車で巡回したりできないか。要配慮者に安心感を与えてほしいと考えている。
- ⇒防災行政無線は限界があるので、テレビ、ヤフー防災、防災ラジオなど、複数手段で情報を流す仕組みを取っています。広報車で短期間鳴らすだけでも効果がありそうか、地元説明会で検討結果を回答させていただきます。（市）
- 降った雨がどのように処理されるのかが、頭の中でうまくつながらない。
- 計画が悪いのではなく、気象条件、地域環境が変化し、内水の問題がさらに重要になってきたと説明し、今後新たな対策を行う旨を資料に記載いただきたい。
- ⇒内水の問題については、市と協議してまいります。（国）
- 沖野地区内の浸水注意喚起として、昭和44年8月洪水の水位表示があるがいつ修正するのか。令和5年6月洪水の水位でなければ、ほとんど意味がない。
- ⇒水位表示看板の修正については、修正できるよう予算措置に努めてまいります。（国）

霞堤地区作業部会の開催報告

下条地区第11回作業部会

日時: 令和7年6月4日(水) 14:00~15:30

場所: 豊橋市役所 西館4F 災害対策本部室



(主なご意見)

- 回転灯の地上からの高さが1.5mほどしかなく、浸水案内看板も低い場所にあるため、草が生い茂ってしまうとよく見えなくなる。
⇒回転灯については、当面視認性が確認できるよう管理してまいります。
また、予算措置ができ次第、再度視認性が向上するよう高さの調整を検討してまいります。
県が歩道に仮設置している冠水注意看板については、視認性が向上するよう高い位置に設置を行ってまいります。(国、県)
- 浸水センサ表示システムについて、センサを登録してスマホに通知がくるような仕組みを検討してもらいたい。また、システムの表示をはじめから霞地区に絞った状態にできないか検討してもらいたい。
⇒ワンコイン浸水センサについては、国が全国で実証実験段階にあります。全国一律のシステムのため豊橋市の意見だけで変えていくのは難しいですが、いただいた意見は国に伝えます。(市)
- 計画改定のプロセスは、地域の役員、代表者から集約した意見を地元説明会で説明し、そのうえで説明会にて出た意見も集約するのか。(豊橋市)
⇒作業部会と役員の方々からいただいた意見を反映させて改定案を作り、地元説明会では概要版等で説明し、そこでまた意見が出れば反映する流れになります。(国)
- 改定案は、昨年度まで意見も反映させたくて作られているのであれば、反映した内容を説明してもらうだけでよく、意見の事前集約は要らないのではないかと。
⇒すでに地元意見、関係機関意見を反映させ案を作成しているため、作業部会で改定のポイント等を説明し、役員の方々から特に意見があれば必要に応じ反映させていただきます。(国)

霞堤地区作業部会の開催報告

賀茂地区第11回作業部会

日時: 令和7年6月6日(金) 14:00～15:40

場所: 豊橋市役所 西館4F 災害対策本部室



(主なご意見)

- ワンコイン浸水センサは、ガードレールぐらいの高さに設置するイメージでよいか。
⇒道路擁壁に設置しようと考えている。道路から10cmの高さに設置し、10分浸水するとセンサが反応し地図に反映されるシステムになっています。
この場所を選択した理由は、栗八名川にフラップゲートがあるため、間川の水位が上がってきても浸水開始時間がずれる可能性もあるので、どのタイミングで上がってくるのか確認したいということでここに設置しました。(市)
- ハード対策の今後のスケジュールについて、令和7年度までの短期のところの樋管、工事用道路、支川対策、河道掘削・樹木伐採については完成するということがよいか。
⇒賀茂地区において樋管工事は完了しており、今年度は樋管の上の盛土工事を一定量進めてまいります。(国)
- 豊川霞堤地区浸水被害軽減対策計画改定案の霞堤地区に浸水被害が発生した場合の対応について、収入保険に加入して備えてくださいとあるが、現在は施設もたくさんあり一度被害にあうと結構な損害が出る。
毎年保険料を払っているが、市から何か補助的なものはないのか。多くの農家が苦しんでいる。意識してほしい。
⇒関係機関と協議いたしましたが、霞堤に特化した対策は難しいとの結論になりました。(国)
- 将来的に本堤を作るのはいつになるのか。小堤だけでは住民もなかなか納得しないのではないのか。
⇒次期整備計画の中で検討する事案であり、何年度という明確なことは現時点では申し上げられません。(国)

霞堤地区作業部会の開催報告

三上地区第11回作業部会

日時: 令和7年6月13日(金) 19:00~20:20

場所: ふれあいホール三上



(主なご意見)

- 通行止め規制基準について、50cmの変更によって安全性に問題はないのか。
⇒今までは、間川の水位計が0cmの時点で県道の通行止めをする決まりでした。今回の測量で、間川の水位計が+50cmになると、県道の浸水開始水位設定箇所と同じ高さになることを確認しました。
今までも0cmの時点で通行止めを開始できるように現地で待機していましたが、実際は水位が0cmを超過してから浸水しており、現地状況を見て通行止めの判断をしていました。
(県)
- 昨年度の地元説明会の意見集約資料の中で、「不純物やタイヤ、冷蔵庫などの粗大ゴミや流木が畑などに流れ込んだ場合、どのような対応をしていただけるのか」という意見に対し、回答が中途半端な印象である。
⇒家屋等の被害で発生したコンクリートガラや木くず、廃家電などは一般廃棄物に該当し、処理責任は市町村にあります。河川等の流入物処理の管轄については、河川区域に堆積した土砂等であれば国交省が対応します。市道や県道に流れ込んだ障害物は、各道路の管理者で対応します。(国)
- 質問したいのは、個人の畑等に氾濫水が入った場合の対応である。
大木が上流から流れてきて、水が引いたときにそのまま田畑に残ってしまうケースがある。その場合、農地所有者が自分で処理をしろということなのか。漂流物の撤去費用を市が補助できないのか。
⇒漂流物が農地に流入した場合は、農地所有者の方で対応していただくのが基本と認識しています。(国)
話し合いをおこなったが、漂流物の撤去費用の補助については難しい状況です。(市)
- 去年は漂着した流木を自ら切断し、道まで運んで市役所に回収してもらった。氾濫水によって田んぼの中の道が掘削され、土砂の堆積により田んぼに水を引けなくなってしまう事態も発生している。
⇒浸水した時に様々な漂着物が農地等に流入し、困っているという実態は把握いたしました。何かできることがあるかどうかは、豊川市と協議していきたいと考えています。(国)
⇒昨年度の意見、要望を受けて、国、県、市で何か補償できる制度がないかを調査する勉強会を開催しましたが、残念ながら適用できる制度がありませんでした。しかし、今後も問題提起はさせていただきます。(市)

霞堤地区作業部会の開催報告

金沢地区第11回作業部会

日時: 令和7年6月18日(水) 18:00~20:30

場所: 金沢構造改善センター



(主なご意見)

- 霞堤地区防災情報ポータルに道路情報が表示されていない。先日の大雨時は、金沢の水路を映している霞堤内のCCTV画像が見られない状況だった。
⇒CCTVの不具合に関しては連絡(FAX)を受けており、原因の究明を行っていますが時間を要しています。この場で明確な対応完了時期は回答できませんが、可及的速やかにCCTVを交換したいと考えています。(国)
- 金沢橋の橋脚に量水標があるが、金沢地区からは遠くて見られない。また、ここ2、3年は樹木、竹藪の繁茂により、目視できない場所が増えている。
⇒維持管理の部署に情報共有し、対応について検討します。(国)
- 令和5年6月洪水が442mmが多いが、昭和44年8月はこんなに少なかったのか。これはどういう根拠で出ている数字なのか。
⇒最近の雨の降り方が変わってきており、そのような面も考慮する必要があると認識しています。資料中の雨量は、金沢地区に降った雨量です。総雨量、流域全体で降った雨量ではなくその地域で降った雨量となります。(国)
- 国の政策として、個人の財産を侵害して治水政策を行うということである。なぜ用地買収をせず、個人の土地を利用するのか。
国が法律に基づいて流域全体の安全を考えることや段階的な河川整備の最中に被害に遭う場合は補償することを要求する。
⇒霞堤の背後の浸水被害は、その土地の自然的条件により発生するものであり、無堤部や堤防が低い地区での氾濫と同様、補償はなじまないものと考えております。(国)
- 豊橋観測所で流量観測をしていない理由は何か。
河川整備計画では、放水路で流量配分することになっているが、その配分を河川整備計画の進捗に応じて決定するのであれば、実測データが無い中でどのように管理するのか。
⇒豊橋観測地点では流量観測を実施していますが、干潮区間のため正確に水位と流量の関係を把握することが難しいことから、流量観測値は公表しておりません。
流量の配分の把握については、上流の観測地点の流量観測値により算出が可能と考えております。(国)